

平成 26 年 12 月 16 日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

発議者 環境厚生常任委員長 立花 武子

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の 国内適正処理体制の確立を求める意見書（案）

2013年10月10日、熊本市で開催された外交会議において、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から、人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が、約140カ国の賛同を得て採択された。我が国は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意のもと、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意思を世界で共有していくという立場から、本条約を水俣条約と名付けることを提案し、全会一致で各国の賛同を得たものである。今後、国際社会との緊密な連携と、国内における水銀対策の更なる強化が求められる。

亀岡市においては、使用済み蛍光管の拠点回収を行っているが、地方自治体において水銀体温計、水銀血圧計などを含め不要となった水銀を含有する製品を全て回収することは困難であり、水銀の適正な処理を確保するためには、製造・販売事業者も協力して回収・処理する仕組みが不可欠である。

よって国におかれては、「水銀に関する水俣条約」の早期発効に向け、国際的な働き掛けを強化するとともに、法整備をはじめとした、水銀含有廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い枠組みを早期に確立することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

} 宛

亀岡市議会議長 明田 昭